

県南広域振興局長告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年3月22日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 路線名 107号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 北上市口内町字長洞1番89地先内
 - (2) 北上市口内町金成128番8地先から立花24地割57番1地先まで
 - (3) 北上市和賀町仙人6地割26番8地先から21番5地先まで
 - (4) 北上市和賀町仙人5地割44番18地先内
 - (5) 北上市和賀町仙人7地割6番1地先から4地割3番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで